

2 2 公的制度等の利用状況

- ア ひとり親世帯に対する公的制度等の利用状況については、母子世帯、父子世帯ともに、「公共職業安定所（ハローワーク）」、「市区町村福祉関係窓口」の利用が多い。
- イ 母子福祉資金制度については、「不満である」又は「やや不満である」と回答したものが 42.0 %、「満足である」と回答したものが 43.0 %となっている。
- ウ 生活保護の受給状況は、母子世帯の母では「受給している」が 14.4 %、父子世帯の父では8.0 %となっている。
- エ 公的年金の受給状況は、母子世帯の母では「受給している」が 8.5 %、父子世帯の父では 8.0 %となっている。
- オ 児童扶養手当の受給状況は、母子世帯の母では「受給している」が 73.2 %、父子世帯の父では 45.9 %となっている。

表 2 2 - 1 母子世帯の福祉関係の公的制度等の利用状況 (%)

	利用している又は利用したことがある		利用したことがない		
		うち、満足している		うち、今後利用したい	うち、制度を知らなかった
公共職業安定所 (ハローワーク)	69.1 (38.9)	11.0 (*)	30.9 (61.1)	45.4 (45.6)	7.2 (*)
市区町村福祉関係窓口	48.9 (27.0)	14.9 (*)	51.1 (73.0)	26.6 (35.0)	39.8 (*)
福祉事務所	19.9 (14.9)	18.2 (*)	80.1 (85.1)	21.5 (29.3)	43.2 (*)
民生・児童委員	20.1 (13.8)	20.5 (*)	79.9 (86.2)	17.0 (21.0)	36.0 (*)
児童相談所・児童家庭支援センター	12.3 (7.1)	17.9 (*)	87.7 (92.9)	19.9 (26.4)	34.5 (*)
母子家庭等就業・自立支援 センター事業	8.1 (5.9)	20.7 (*)	91.9 (94.1)	26.3 (39.7)	38.2 (*)
母子福祉センター	6.2 (5.2)	18.8 (*)	93.8 (94.8)	16.9 (27.5)	47.2 (*)
母子自立支援員	4.7 (4.4)	39.1 (*)	95.3 (95.6)	12.0 (18.1)	48.7 (*)
母子生活支援施設	2.0 (4.1)	25.9 (*)	98.0 (95.9)	6.5 (12.4)	41.1 (*)
家庭児童相談室	2.7 (4.1)	36.1 (*)	97.3 (95.9)	14.5 (25.8)	39.9 (*)
公共職業能力開発施設	5.6 (4.0)	39.5 (*)	94.4 (96.0)	22.7 (36.0)	42.2 (*)
婦人相談所 (女性相談センター)	3.9 (3.7)	32.1 (*)	96.1 (96.3)	16.0 (25.3)	48.4 (*)
自立支援教育訓練給付金	4.1 (2.3)	37.5 (*)	95.9 (97.7)	25.0 (40.7)	46.3 (*)
高等技能訓練促進費	1.5 (0.5)	33.3 (*)	98.5 (99.5)	19.3 (32.4)	50.5 (*)
家庭生活支援員の派遣	1.5 (0.4)	50.0 (*)	98.5 (99.6)	9.4 (17.0)	54.3 (*)
短期入所生活援助事業	1.2 (1.4)	43.8 (*)	98.8 (98.6)	7.1 (16.9)	54.6 (*)
夜間養護事業	0.6 (0.4)	37.5 (*)	99.4 (99.6)	6.3 (15.4)	57.6 (*)
配偶者暴力相談支援センター	2.3 (2.3)	32.3 (*)	97.7 (97.7)	3.0 (7.3)	44.9 (*)
母子福祉資金	6.3 (8.7)	43.0 (36.9)	93.7 (91.3)	26.1 (54.3)	67.8 (*)
生活福祉資金	3.0 (*)	17.5 (*)	97.0 (*)	14.4 (*)	57.4 (*)
養育費相談支援センター	1.2 (*)	31.3 (*)	98.8 (*)	11.1 (*)	58.3 (*)

- 注：1) 上段は平成23年、下段括弧は平成18年の割合である。
- 2) 表中の割合は、不詳を除いた割合である。
- 3) 公的制度等の種別については複数回答。
- 4) 「今後利用したい」と「制度を知らなかった」は複数回答。

表 2 2 - 2 父子世帯の福祉関係の公的制度等の利用状況

(%)

	利用している又は利用したことがある		利用したことがない		
		うち、満足している		うち、今後利用したい	うち、制度を知らなかった
公共職業安定所 (ハローワーク)	49.4 (13.6)	12.2 (*)	50.6 (86.4)	26.4 (11.0)	8.9 (*)
市区町村福祉関係窓口	31.5 (13.1)	16.4 (*)	68.5 (86.9)	20.9 (22.6)	34.2 (*)
福祉事務所	15.0 (5.9)	23.8 (*)	85.0 (94.1)	19.1 (21.7)	36.8 (*)
民生・児童委員	11.7 (3.5)	45.8 (*)	88.3 (96.5)	11.9 (15.9)	35.1 (*)
児童相談所・児童家庭支援センター	8.7 (3.4)	27.8 (*)	91.3 (96.6)	15.1 (14.1)	32.5 (*)
母子家庭等就業・自立支援 センター事業	0.7 (*)	100.0 (*)	99.3 (*)	6.2 (*)	46.1 (*)
母子福祉センター	1.0 (*)	75.0 (*)	99.0 (*)	5.3 (*)	43.8 (*)
母子自立支援員	1.7 (*)	57.1 (*)	98.3 (*)	4.3 (*)	45.8 (*)
家庭児童相談室	2.7 (0.7)	36.4 (*)	97.3 (99.3)	11.7 (17.4)	37.6 (*)
公共職業能力開発施設	3.7 (0.7)	46.7 (*)	96.3 (99.3)	10.7 (10.5)	38.3 (*)
家庭生活支援員の派遣	2.2 (0.7)	77.8 (*)	97.8 (99.3)	9.3 (13.0)	43.7 (*)
短期入所生活援助事業	0.7 (0.7)	66.7 (*)	99.3 (99.3)	6.7 (13.1)	49.9 (*)
夜間養護事業	0.5 (1.4)	100.0 (*)	99.5 (98.6)	5.9 (9.7)	49.8 (*)
配偶者暴力相談支援センター	0.7 (*)	100.0 (*)	99.3 (*)	2.5 (*)	42.2 (*)
生活福祉資金	2.2 (*)	33.3 (*)	97.8 (*)	11.0 (*)	50.3 (*)
養育費相談支援センター	0.5 (*)	100.0 (*)	99.5 (*)	8.2 (*)	49.8 (*)

注：1) 上段は平成23年、下段括弧は平成18年の割合である。

2) 表中の割合は、不詳を除いた割合である。

3) 公的制度等の種別については複数回答。

4) 「今後利用したい」と「制度を知らなかった」は複数回答。

表 2 2 - 3 母子福祉資金制度について

総 数	不満である	やや不満である	満足である	分からない
平成18年 (100.0)	(12.6)	(36.0)	(36.9)	(14.4)
平成23年 93 (100.0)	9 (9.7)	30 (32.3)	40 (43.0)	14 (15.1)

注：利用している又は利用したことがある者のみ。

表 2 2 - 4 母子福祉資金制度について（「不満である」又は「やや不満である」理由）

総 数	貸付金額が低い	借入手続きが繁雑	貸付金の種類 が少ない	貸付条件が悪い	保証人がいない	その他
平成18年 (100.0)	(21.9)	(15.2)	(8.6)	(9.4)	(28.5)	(16.4)
平成23年 116 (100.0)	25 (21.6)	22 (19.0)	11 (9.5)	17 (14.7)	30 (25.9)	11 (9.5)

注：利用したことがない者も含む。

表 2 2 - 5 母子世帯の母の生活保護の受給状況

	総 数	受給している	受給していない
平成 18 年			
総 数	(100.0)	(9.6)	(90.4)
平成 23 年			
総 数	1,537 (100.0)	221 (14.4)	1,316 (85.6)
死 別	114 (100.0)	11 (9.6)	103 (90.4)
生 別	1,423 (100.0)	210 (14.8)	1,213 (85.2)
離 婚	1,252 (100.0)	181 (14.5)	1,071 (85.5)
未 婚	115 (100.0)	17 (14.8)	98 (85.2)
そ の 他	56 (100.0)	12 (21.4)	44 (78.6)

注：総数は不詳を除いた値である。

表 2 2 - 6 母子世帯の母の生活保護の受給状況（母の最終学歴別）

	総 数	受給している	受給していない
平成 23 年			
総 数	1,514 (100.0)	214 (14.1)	1,300 (85.9)
中 学 校	200 (100.0)	67 (33.5)	133 (66.5)
高 校	718 (100.0)	98 (13.6)	620 (86.4)
高等専門学校	65 (100.0)	8 (12.3)	57 (87.7)
短 大	180 (100.0)	8 (4.4)	172 (95.6)
大学・大学院	108 (100.0)	10 (9.3)	98 (90.7)
専修学校・ 各種学校	218 (100.0)	19 (8.7)	199 (91.3)
そ の 他	25 (100.0)	4 (16.0)	21 (84.0)

注：総数は、最終学歴における不詳を除いた値である。

表 2 2 - 7 父子世帯の父の生活保護の受給状況

	総 数	受給している	受給していない
平成 18 年			
総 数	(100.0)	(0.5)	(99.5)
平成 23 年			
総 数	523 (100.0)	42 (8.0)	481 (92.0)
死 別	90 (100.0)	6 (6.7)	84 (93.3)
生 別	433 (100.0)	36 (8.3)	397 (91.7)
離 婚	389 (100.0)	33 (8.5)	356 (91.5)
未 婚	6 (100.0)	1 (16.7)	5 (83.3)
そ の 他	38 (100.0)	2 (5.3)	36 (94.7)

注：総数は不詳を除いた値である。

表 2 2 - 8 父子世帯の父の生活保護の受給状況（父の最終学歴別）

	総 数	受給している	受給していない
平成 23 年			
総 数	515 (100.0)	42 (8.2)	473 (91.8)
中 学 校	73 (100.0)	13 (17.8)	60 (82.2)
高 校	267 (100.0)	16 (6.0)	251 (94.0)
高等専門学校	25 (100.0)	6 (24.0)	19 (76.0)
短 大	10 (100.0)	- (-)	10 (100.0)
大学・大学院	84 (100.0)	5 (6.0)	79 (94.0)
専修学校・ 各種学校	49 (100.0)	1 (2.0)	48 (98.0)
そ の 他	7 (100.0)	1 (14.3)	6 (85.7)

注：総数は、最終学歴における不詳を除いた値である。

表 2 2 - 9 母子世帯の母の公的年金の受給状況

総 数	受給している					受給して いない
	遺族年金	障害年金	老齢年金	不詳		
平成23年 1,446 (100.0)	123 (8.5) (100.0)	93 (75.6)	21 (17.1)	1 (0.8)	8 (6.5)	1,323 (91.5)

注：総数は不詳を除いた値である。

表 2 2 - 1 0 公的年金を受給している母子世帯の母の年金月額構成割合

総 数	5万円未満	5～10 万円未満	10～15 万円未満	15～20 万円未満	20万円以上	平 均 年金月額
平成23年 105 (100.0)	16 (15.2)	19 (18.1)	50 (47.6)	11 (10.5)	9 (8.6)	119千円

注：総数は不詳を除いた値である。

表 2 2 - 1 1 父子世帯の父の公的年金の受給状況

総 数	受給している					受給して いない
	遺族年金	障害年金	老齢年金	不詳		
平成23年 490 (100.0)	39 (8.0) (100.0)	7 (17.9)	13 (33.3)	15 (38.5)	4 (10.3)	451 (92.0)

注：総数は不詳を除いた値である。

表 2 2 - 1 2 公的年金を受給している父子世帯の父の年金月額構成割合

総 数	5万円未満	5～10 万円未満	10～15 万円未満	15～20 万円未満	20万円以上	平 均 年金月額
平成23年 31 (100.0)	10 (32.3)	11 (35.5)	3 (9.7)	4 (12.9)	3 (9.7)	107千円

注：総数は不詳を除いた値である。

表 2 2 - 1 3 母子世帯の母の児童扶養手当の受給状況

	総 数	受給している		受給していない	
			全部支給		一部支給
平成 23 年 総 数	1,588 (100.0)	1,162 (73.2) (100.0)	562 (48.4) (33.3)	600 (51.6) (66.7)	426 (26.8)
死 別	111 (100.0)	27 (24.3) (100.0)	9 (33.3)	18 (66.7)	84 (75.7)
生 別	1,477 (100.0)	1,135 (76.8) (100.0)	553 (48.7)	582 (51.3)	342 (23.2)
離 婚	1,296 (100.0)	1,010 (77.9) (100.0)	473 (46.8)	537 (53.2)	286 (22.1)
未 婚	127 (100.0)	98 (77.2) (100.0)	63 (64.3)	35 (35.7)	29 (22.8)
その他	54 (100.0)	27 (50.0) (100.0)	17 (63.0)	10 (37.0)	27 (50.0)

注：総数は不詳を除いた値である。

表 2 2 - 1 4 母子世帯の母の児童扶養手当の受給状況（母の最終学歴別）

	総 数	受給している		受給していない	
		全部支給	一部支給		
平成 23 年 総 数	1,567 (100.0)	1,150 (73.4) (100.0)	556 (48.3) (48.3)	594 (51.7) (51.7)	417 (26.6)
中 学 校	208 (100.0)	170 (81.7) (100.0)	115 (67.6) (67.6)	55 (32.4) (32.4)	38 (18.3)
高 校	753 (100.0)	596 (79.2) (100.0)	272 (45.6) (45.6)	324 (54.4) (54.4)	157 (20.8)
高等専門学校	65 (100.0)	44 (67.7) (100.0)	22 (50.0) (50.0)	22 (50.0) (50.0)	21 (32.3)
短 大	192 (100.0)	128 (66.7) (100.0)	53 (41.4) (41.4)	75 (58.6) (58.6)	64 (33.3)
大学・大学院	108 (100.0)	53 (49.1) (100.0)	19 (35.8) (35.8)	34 (64.2) (64.2)	55 (50.9)
専修学校・ 各種学校	216 (100.0)	142 (65.7) (100.0)	65 (45.8) (45.8)	77 (54.2) (54.2)	74 (34.3)
そ の 他	25 (100.0)	17 (68.0) (100.0)	10 (58.8) (58.8)	7 (41.2) (41.2)	8 (32.0)

注：総数は、最終学歴における不詳を除いた値である。

表 2 2 - 1 5 父子世帯の父の児童扶養手当の受給状況

	総 数	受給している		受給していない	
		全部支給	一部支給		
平成 23 年 総 数	510 (100.0)	234 (45.9) (100.0)	84 (35.9) (35.9)	150 (64.1) (64.1)	276 (54.1)
死 別	82 (100.0)	25 (30.5) (100.0)	9 (36.0) (36.0)	16 (64.0) (64.0)	57 (69.5)
生 別	428 (100.0)	209 (48.8) (100.0)	75 (35.9) (35.9)	134 (64.1) (64.1)	219 (51.2)
離 婚	388 (100.0)	189 (48.7) (100.0)	66 (34.9) (34.9)	123 (65.1) (65.1)	199 (51.3)
未 婚	7 (100.0)	7 (100.0)	4 (57.1) (57.1)	3 (42.9) (42.9)	- (-)
その他	33 (100.0)	13 (39.4) (100.0)	5 (38.5) (38.5)	8 (61.5) (61.5)	20 (60.6)

注：総数は不詳を除いた値である。

表 2 2 - 1 6 父子世帯の父の児童扶養手当の受給状況（父の最終学歴別）

	総 数	受給している		受給していない	
			全部支給		一部支給
平成 23 年 総 数	506 (100.0)	234 (46.2)	84 (35.9)	150 (64.1)	272 (53.8)
中 学 校	76 (100.0)	46 (60.5)	18 (39.1)	28 (60.9)	30 (39.5)
高 校	260 (100.0)	124 (47.7)	48 (38.7)	76 (61.3)	136 (52.3)
高等専門学校	24 (100.0)	8 (33.3)	2 (25.0)	6 (75.0)	16 (66.7)
短 大	11 (100.0)	4 (36.4)	1 (25.0)	3 (75.0)	7 (63.6)
大学・大学院	82 (100.0)	27 (32.9)	7 (25.9)	20 (74.1)	55 (67.1)
専修学校・ 各種学校	47 (100.0)	24 (51.1)	8 (33.3)	16 (66.7)	23 (48.9)
そ の 他	6 (100.0)	1 (16.7)	- (-)	1 (100.0)	5 (83.3)

注：総数は、最終学歴における不詳を除いた値である。